



平成元年度予算決まる

10億5,900万円

教育委員5人体制へ

一元年度第1回定例会

平成元年第一回定例会は、三月六日から十五日までの十日間開かれました。

この定例会では、平成元年度予算をはじめ、教育委員三人制の廃止（自動的）に五人となります。や三役、教育長及び議会議員等の特別職の給料・報酬の改正、また、ふるさと創生事業を行うためのふるさと創生基金の設置など、二十六件の議案が審議され、それぞれ次のように決まりました。

◎平成元年度月潟村一般会計予算を定めることについて

平成元年度の一般会計予算総額は一〇億五、九〇〇万円となり、前年度（一〇億三、八〇〇万円）と比べ二、一〇〇万円、二・〇％の増加となりました。

予算については別掲に詳しい説明がありますのでご覧ください。

（原案可決・全会一致）

◎平成元年度月潟村国民健康保険特別会計予算を定めることについて

平成元年度の国保特別会計予算は総額二億一、八〇八万円となり、前年度（二億一、九八四万一千円）と比べ一七六万一千円、〇・一％の減額になりました。

（原案可決・全会一致）

◎平成元年度月潟村老人保健特別会計予算を定めることについて

平成元年度の老人保健特別会計予算は総額二億三、二七〇万円となり、前年度（二億四、七二万九千円）と比べ一、四四九万九千円、一七・八％の減額になりました。

（原案可決・全会一致）

◎平成元年度月潟村簡易水道特別会計予算を定めることについて

平成元年度の簡易水道特別会計予算は総額六、六五〇万円となり、前年度（六、〇五〇万円）と比べ六〇〇万円、九・九％の増額となりました。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村教育委員会委員の定数を減少する条例を廃止することについて

条例の制定について

教育委員の数は原則として五人ですが、町村では条例で定めればその数を減らすことができることになっています。村では昭和三十一年に教育委員の数を五人から三人に減らす条例を制定し、それ以来現在まで三人体制で来ていますが、学校教育をはじめ社会教育、生涯教育の推進を図るため、教育行政全般にわたる機能充実が必要であるとして、教育委員の数を減少する条例の廃止を求めます。

なお、減少する条例を廃止すると自動的に法律で決められている五人制になります。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎月潟村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎月潟村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この五件は三役、議員等の特別職の報酬を改正するもので、四月一日からそれぞれ五％程度引き上げるものです。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

報酬等改正一覧表

○三役・教育長

職名	改正後	改正前	上げ額
村長	五,500,000	五,300,000	200,000
助役	四,450,000	四,300,000	150,000
収入役	四,500,000	四,350,000	150,000
教育長	三,300,000	三,150,000	150,000

○議会議員

職名	改正後	改正前	上げ額
議長	一,900,000	一,800,000	100,000
副議長	一,500,000	一,400,000	100,000
委員長	一,400,000	一,300,000	100,000
議員	一,300,000	一,200,000	100,000

○農業委員会

職名	改正後	改正前	上げ額
会長	三,800,000	三,600,000	200,000
金庫長	二,900,000	二,700,000	200,000
委員	一,500,000	一,400,000	100,000

○教育委員会

職名	改正後	改正前	上げ額
委員長	三,000,000	二,800,000	200,000
委員	一,900,000	一,800,000	100,000

○選挙管理委員会(年額)

委員長	委員
三,600,000	三,500,000
二,450,000	二,300,000
一,700,000	一,500,000

○国保運営協議会(年額)

会長	委員
一,800,000	一,500,000
一,750,000	一,500,000
八〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇

○監査委員

委員長	委員
二,600,000	二,500,000
一九〇〇,〇〇〇	一九〇〇,〇〇〇
九〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇

○消防団(年額)

団長	副団長	分団長	子分団長	班長
六六〇,〇〇〇	四七〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	四七〇,〇〇〇	二四七,〇〇〇
六三〇,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	三四〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
三〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇

◎月潟村ふるさと創生基金条例の制定について

※なお、その他の各種委員の報酬についても概ね五％の増額で予算措置されています。

◎月潟村ふるさと創生基金条例の制定について

国では、昭和六十二年度から実施されるふるさと創生事業の財源として、全国の市町村に一律に一億円を配分することになっています。このうち二、〇〇〇万円について六十二年度の交付税として配分されるため、基金を設けて積み立てておくものです。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村立保育園条例の一部を改正する条例の制定について

これは保育料徴収金額の増額改定を行うもので、国の徴収基準額の改正も予想されることから、四月一日から約四％(所得に応じて二〇〇円から九〇〇円)増額となります。別掲で詳しくお知らせします。

ていましてご覧ください。

（原案可決・全会一致）

◎新潟県消防団員等公債組合規約の変更について

県下市町村で構成している当該組合に新たに加茂市田上町消防衛生組合が加入することとなったため、組合規約を改正するものです。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村税条例の一部を改正する条例の制定について

この条例改正は消費税に伴う地方税法の改正によるもので、電気税、ガス税及び木材取引税の廃止などが主なものです。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

法律の改正に伴って、四月一日から株式等有価証券の譲渡所得も国保税の課税対象となったため改正するものです。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

この条例改正は国保会計の現金、有価証券等財産の管理保管について条文的整理をしたものです。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

昨年の国家公務員の給与改定に伴う人事院勧告に基づくもので、灯油等燃料費が値下がりしていることから、平成元年度支給分から加算額の引き下げを行うものです。

（原案可決・全会一致）

◎昭和天皇の崩御に伴う職員懲戒免除及び職員賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の制定について

昭和天皇の崩御によって大赦、復権が行われましたが、これに伴って公務員についても懲戒処分及び賠償責任に基づく債務を免除するもので、昭和六十四年一月七日以前の

一部を改正する条例の制定について

◎専決処分の承認を求めることについて(月潟村職員の休日の特例を定める条例)

この条例は昭和天皇大喪日当日を休日とするためのもので、二月二十三日専決したものです。

（承認・全会一致）

◎専決処分の承認を求めることについて(月潟村税条例の一部を改正する条例)

この条例の改正は、退職所得に係る所得割の所得区分及び税率を七段階から三段階に改めるもので、昭和六十三年十二月二十七日に専決したものです。

（承認・全会一致）

◎専決処分の承認を求めることについて(昭和六十三年月潟村一般会計補正予算(第五号))

歳入歳出それぞれ二二二万二千元を減額し、総額を十一